

浄化槽の適正な維持管理をしましょう

下水道課管理係 ☎0824-73-1175

浄化槽は

きちんと使って

きれいな水に

10月は浄化槽月間です！

浄化槽の適正な維持管理

浄化槽は、トイレや台所などから出る排水を微生物の働きによってきれいにし、川や海に放流するための設備です。浄化槽が水をきれいにするために、微生物の働きやすい環境を整え、その環境を保つことが大切です。

使用上の注意を守るとともに、【保守点検】【清掃】【法定検査】の3つの維持管理を正しく行い、きれいな水環境を守りましょう。（3つの維持管理は、浄化槽法で義務付けられています）

使用上の注意

- ・送風機（ブローア）の電源は切らない
- ・水に溶けない紙または溶けにくい紙は流さない
- ・分離すすは定期的（1カ月に1回以上）に清掃する

3つの維持管理

① 保守点検

浄化槽の機能を正常に保つため、機器類の点検調整や修理、消毒剤の補充などを行います。

② 清掃

浄化槽内に溜まった汚泥の抜き取り、機器類の洗浄と清掃をします。

③ 法定検査

浄化槽の処理機能が十分に発揮されているか、保守点検や清掃を基準どおりに行っているか、放流水の水質が基準を満たしているかなどについて、指定検査機関が検査します。

※管理者の変更や浄化槽の廃止などがあつた場合は、速やかに下水道課または各支所地域振興室・産業建設室に届け出てください。

3つの約束を守ってください



里親制度をご存じですか？

児童福祉課児童福祉係 ☎0824-73-1192

里親制度について

子どもが健やかに成長するためには、安定した家庭環境の中で、保護者の温かい愛情のもとに育てられることが必要です。しかし、さまざまな事情により家庭で生活することができない子どもたちがいます。

そのような子どもたちを保護者に代わって、一時的または継続的に、家庭的な雰囲気の中で、愛情深く育てる人のことを里親といいます。

里親になるためには

里親になるためには、特別な資格はありません。

子どもの養育に理解があり、一定の要件を満たしていれば里親になることができます。

最も大切なことは、子どもの養育に対する理解と熱意、そして子どもへの豊かな愛情です。

里親の種類

養育里親

家族と暮らせない子どもを一定期間※養育する里親※子どもが家庭に戻るまで、もしくは子どもの社会的自立が可能となるまで。

養子縁組里親

養子縁組により養親となることを希望する里親

親族里親

両親が養育できなくなった子どもを、3親等以内の親族が養育する里親

ふれあい里親

夏・冬休みなどの休みの日を、子どもと一緒に家庭で過ごす里親

里親募集

あなたを必要としている子どもたちがいます。

里親について少しでも興味のある人は、ぜひお問い合わせください。

問い合わせ

広島県北部こども家庭センター
〒728-0013
三次市十日市東四丁目6-1
☎0824-63-5181